

第1回 福祉・保育WG 議事概要（生活保護）

1．日時：平成18年11月16日 13:00～14:00

2．場所：永田町合同庁舎 2F 中会議室

3．出席者：（規制改革・民間開放推進会議）

白石主査、駒村専門委員

（厚生労働省）

社会・援護局 保護課 福本課長

（事務局）

岩村企画官

4．議事概要

厚生労働省 福本課長が別添資料に基づき生活保護業務についての説明を行った後、以下のとおり意見交換を行った。

白石主査：生活保護受給者の多様化により、対応が複雑化しているが、自治体の人事ローテーションにより配置されている福祉事務所職員では、このような対応が困難ではないか。職員の専門性向上などについて、厚労省として自治体に対し何らかの指導しているのか。または専門性向上に向けた見解をもっているのか。

福本課長：現状認識として、多様な問題を抱える世帯に対し、世帯ごとの問題を見極め、課題を抽出し、対処方針を定め支援していくことに関しては、経験とスキルがいるであろう。先程も説明したが、厚労省としても、業務をプログラム化し、組織として対応できるように進めている。逆に言えば、経験年数が少ないケースワーカーであっても、各ケースの見極めをし、そのケースに合った処遇をある程度マニュアル化されたものを見れば、ある程度進みうるようにすることが必要。そのため自治体ごとに自立支援プログラムを策定してもらっている。

それに加え、経験年数のある人を福祉事務所に置くべきとか、長く異動させず置くべき、ということも施策としてあり得るかもしれないが、現実の話として自治体になじむかどうか分からない。また、経験年数があるからといって業務が上手く進むかという点もある。生活保護の現場実態が厳しい状況の中で、あまりにも長期に業務に従事させるのは難しい。専門的な職員を採用することについては、一部自治体ではそのようにしている所もある。

白石主査：マニュアルで対応できないケースが増えているからこそ問題ではないのか。

福本課長：今までは福祉事務所に長い経験年数のケースワーカーが多くいたから、その職員が蓄積している知見により多様なケースに対応することが可能であり、マニュアル化、文書化する必要がなかった。今後、必ずしもそうではないことを前提にすれば、ケースを類型化・プログラム化し、経験者の知見を明示することにより、変わってくる。

白石主査：各自治体でも一部が外部委託するなど、より早期自立ができるよう取り組んでいると思う。ここに記載している埼玉や名古屋といった比較的都市部の自治体がやっていることを普遍的に広げていく必要があると思うが、どのような問題点・ネックがあるのか。

福本課長：特に問題はない。ここに記載しているのは、我々が具体的に現場に行ったり、実際に職員から聞いたものなどだけ。実際にはもっと多くの取組が行われている。特に非常勤職員などを嘱託として就労支援業務をしているケースがかなりある。補助金の中で就労支援という項目でかなり自治体より上がってきているので、自治体ではかなり取り組んでいる。

白石主査：ただ、それをやっても常勤職員しか配置基準にはカウントされないので、自治体にとってはいくら民間を活用しても、常勤職員の配置基準を目処に配置せざるを得ないのでは。なかなかそのような状況では外部活用されにくいのでは。

福本課長：ご指摘の点は、常勤の公務員でなく、非常勤の公務員で十分であり、逆にその方が専門性も高く、能率も上がるので、非常勤の公務員を配置基準の職員としてカウントしても良いではないかということかと思うが、我々としてはそのようなことを現場から聞いたことがない。従って、常勤職員のケースワーカーを標準数まで配置することが必要。そうでないと、生活保護業務全体に支障が出る。それに加えて非常勤や委託の形でやることが、生活保護業務の質向上に資するといえるのであれば、自治体の判断でやっていただければよい。

白石主査：東京都の社会福祉士会の方から、この配置基準を遥かに上回る 100 ケースくらいを担当している社会福祉事務所があると伺った。この状況では、生活保護の出口である自立に結びつけるケースワーク業務ができないのでは。

福本課長：東京都でも生活保護が増えている区とそうでない区がある。生活保護受給世帯が増加している自治体では自立支援業務について、非常勤職員の雇用や外部への委託など、各自治体でプラスアルファのマンパワーを活用している。ただ、1 人のケースワーカーが 100 人のケースを担当している自治体においても、常勤職員を増やす必要がないかということとそうではない。そこはある程度増やさないと、年金受給権の調査や関係部局との関わりのある業務が上手くいかない。その上で、自立支援は外部の力を

活用するということもある。

白石主査：例えば、正規の公務員という仕様規定なのか、それともより外部の専門家などをいれて、早く自立させるという効能、性能に着目するかによってこの話は随分と変わってくると思う。正規職員だけでやっている自治体と外部の知見を活用している所とどちらの方が早く被保護者の自立を促しているのかという調査などはあるのか。

福本課長：それはない。正規か非正規かについては、正規の職員だからといって、一切自立支援ができないというわけでもない。正規の職員として福祉系の人を採用している自治体もある。正規か非正規かというより、量として足りているかがポイント。今全体を通じて見てみると自立支援だけでなく、保護費の計算など事務の部分でも足りない自治体もある。なおかつ自立支援をしていくために専門的なノウハウが足りないということも事実だろうし、それを正規の職員で確保する自治体もあれば、外部から非常勤などを確保するという所もある。

駒村専門委員：既に受給世帯が 100 万世帯を越えているが、それに対して現業員数が 11,000 人。これを割ると既に一人あたり 90 世帯程度になる。これでは東京以外でもかなり負荷がかかっているのでは。仮に標準数で割っても、全国的にケースワーカーがはるかに足りなくなっているのでは。

生活保護業務の中で委託が禁止されているのは、保護の決定と廃止だけということだが、面接から保護申請などは一切法令等で禁止されていないということか。つまり、資産調査や病状調査等は非常勤や外部へ委託しても構わないという理解でよいのか。

福本課長：そこは特に規制をかけていない。先程保護の決定と廃止は行政の仕事だといったが、これはある意味当然のこと。

駒村専門委員：会計検査院から不適切な事例として指摘を受けているが、これは社会福祉事務所の職員が理解不足ということなのか。もし、職員ということであれば非常に問題ではないか。業務の中で面接から保護申請、保護受給など一連の業務の流れがあるが、厚労省としてどこに問題があると考えているのか。

福本課長：理解不足なのは保護費の計算をする各自治体の職員ということ。例えば、年金制度がかなり見直されている中で、どのようなケースに年金が支給されるのかがなかなか理解されていないようである。これをよく勉強すると同時にそれを社会保険庁に問い合わせチェックする必要があるが、なかなかできていないことがあるようだ。一連の業務でいうと、P3の保護申請の調査の部分。

白石主査：P10で は平成12年から18年で3億4千万円の不適切な支給だが、 は16、17年の2年間で1億7千万円。遡ればもっとたくさん事例があるのではないのか。

福本課長：そこはあるかもしれない。ただ、障害者自立支援法ということで、制度が変わ

ってから以降なのでこれだけになっている。確かにこの指摘は由々しきことで、初歩の初歩といえそうかもしれない。保護費を算定する際には間違っていないのだが、現実には起こっている。ここは一つにはケースの担当数が増え、業務に手が回らないということがあるかもしれない。保護費の算定だけでなく、病状の確認など一連の他の業務もある。

駒村専門委員：失業率やニート、フリーター、複雑な事情を抱える家庭がどこまで増えるかという所ではあるが、本来支給できない人に支給されたり、或いは秋田のように本来支給されるべき人が支給されなかったり、世間の耳目を集める事件が起き続けると、生活保護への評価に係わってくる。厚労省としては、生活保護に係る一連の業務について人は増やしてはいけませんが、きちんとやれと言っているのか。

福本課長：我々も自治体に対し業務を適正に実施するように指導している。なお、人員について、昔は法定数でありそれに満たなければ法令違反となっていたが、現在は地方分権一括法の時に標準数となった。我々としても、指導として標準数までは増やして欲しいと言っている。自治体にとっても、生活保護の職員が足りず、増員を所管部署に要求しているが、その時にこの標準がなければ、なかなか要求しにくい面があるようだ。

駒村専門委員：今は標準数にも全然足りていないのでは。

福本課長：全国マクロではその通り。ただ、自治体もそのままで良いと思っているのではなく、増員の要求を人事、財政当局に行っている。

白石主査：事務局で何カ所かヒアリングを行ったが、例えば社会福祉士会でも自治体から業務を委託される際に、身分の保障が無く、安定した業務を行えず、さらに待遇も良くなく非常に中途半端だとの意見もある。一方で、生活保護業務の中でアセスメントや個別支援プログラムの提案などといった業務では福祉士会としても協力可能だと述べている。もっと委託を増やして、一人のケースワーカーが担当する数をまず減らして、一つのケースに今以上に注力することや専門性を活かしたケースワーク業務ができるようにする際のネックは何か。

福本課長：特段、今ネックになっていることは無い。繰り返しになるが、委託や囑託の活用をしてはいけないと言っていない。むしろ補助金も出している。また、ある自治体における取組事例を他の自治体に参考にしてもらっている。自治体が委託等をやっているといけなくと誤解しているというのではなく、現実に行に移す際に、そのような受け皿等があるかどうかということではないか。

ご指摘の社会福祉士会の話については、必ずしも全国各地の福祉士会が業務を受け入れ可能な状態になっているとは限らない。現実には新宿区の委託は、NPOが存在し

たので進んでいる。また、社会福祉士会への委託としては埼玉県の事例がある。埼玉の場合は社会福祉士会というか、独立系の社会福祉士の方がある程度おられ、そのような方が受け皿となった。そのような所はよいが全国的にはまだそれほど多くはないのではないかと。

駒村専門委員：10分の10という補助は、P8にある項目だけなのか。例えば、面接相談から保護申請、受給まで外部の力を借りたいという申請があれば、補助は出るのか。

福本課長：ここにはこのような事業名を記載しているが、かなり広範囲の事業に対して補助が出る。

駒村専門委員：利用状況はどのくらいか。

福本課長：セーフティネット支援対策等事業補助金は全体として150億円程度ある。ただ、生活保護の関係で使っているのは60～70億円くらい。のべ数百の自治体に対して出されており、また一つの自治体で複数の事業を行っている場合もある。ただ、全ての自治体が申請をしているわけでもない。

駒村専門委員：生活保護の廃止率や受理率、却下率など、様々な数字が出てくると思うが、各自治体のケースワーカー一人あたりの被保護者の担当数、負荷率とそのような数字に相関はあるのか。

福本課長：三位一体の時、地方団体と議論になった。自治体は、職員が充足していないから本来受けるべきでない人が支給され、保護率が上がっているということはない。保護率の差は自治体の職員配置数に帰因せず、それは別物である。保護率の差は地域の雇用情勢や経済社会構造的な要因が影響しているものであり、自治体の実施体制との相関はないと主張していた。

それに対し厚労省としては、そればかりではないのではないかと。相関係数がある程度あり、現場からも職員が足りないという声がある中で、相関しないということはないのではないかと。自立支援業務まで含めて言えば、手取り足取り生活保護者を自立までもっていく、就労まで結びつけていくためには、やはりマンパワーが必要ではないかとも言った。ただ、そこは水掛け論であった。

事務局：ケースワーカー業務の内、資産調査や保護費支給に係る事務業務が全体の6割程度を占めており、なかなか自立支援などの業務に注力できないという現状があると聞く。社会福祉士など専門的な知見を有する方が多くいるのだから、積極的に活用すべきでは。

福本課長：正規の職員でやるか、委託、嘱託などを活用するかについては、自治体が判断すべきで、このやり方が良いとか、やるべきということを国がいうべきでない。今はそのやり方がよいと思った自治体が自らの判断で進めていけばよい。国の指導とかで

はなく、事例などを紹介することで外部の活用が徐々に浸透するのであればそれでよいし、正職員で専門性を高めてやれるのであればそれでもよい。それは各自治体が判断すればよい。

白石主査：自治体が徐々に外部の活用を進めている中で、個人情報の問題などへのルール作りが必要と考えるが、何か検討を行っているのか。

福本課長：現時点では特にはない。ただ、非常勤職員の場合でも公務員法上の守秘義務はかかるし、委託の場合は公務員でないが、契約の中で守秘義務を課すなどすることになる。特段法制的な整備をしないと進まないというわけではない。

以 上